



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成17年6月3日金曜日 第1664号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

- 愛媛県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則..... 611
- 愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則..... 614

## 告 示

- 不健全な図書類等の指定..... 614
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の許可申請の概要..... 615
- 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... 616
- 市営土地改良事業の施行の同意（2件）..... 616
- 土地改良事業の工事完了の届出（3件）..... 616
- 道路の供用開始（県道多喜浜泉川線）..... 616

## 公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告..... 617

## 人事委員会規則

- 愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則..... 617

## 公安委員会告示

- 自転車の防犯登録を行う者の住所の変更..... 618

## 雑 報

- 宅地建物取引主任者資格試験の実施について..... 618

## 規 則

### ○愛媛県規則第51号

愛媛県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

#### 愛媛県消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県消費生活条例施行規則（昭和50年愛媛県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第26条を第27条とし、第16条から第25条までを1条ずつ繰り下げる。

第15条第1項中「第9条第1項」を「第10条第1項」に改め、同条第2項中「第9条第2項及び第10条」を「第10条第2項及び第11条」に改め、同条を第16条とする。

第14条を第15条とし、第5条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（不適正な取引行為）

**第5条** 条例第20条第1項各号の規則で定める行為は、別表の左欄に掲げる同項各号の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる行為とする。

2 第3条第1項の規定は、条例第22条の規定による周知について準用する。

3 条例第22条の規則で定める事項は、次に掲げるものとす

る。

- (1) 商品又は役務の名称
- (2) 取引行為の内容
- (3) 事業者等の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

附則の次に次の別表を加える。

### 別表（第5条関係）

<p>1 条例第20条第1項第1号の規則で定める行為</p>	<p>1 商品若しくは役務の販売の意図を隠し、若しくは商品若しくは役務の販売以外の行為が主要な目的であるかのような言動等を用いて、又はそのような広告等で消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>2 商品又は役務の内容、安全性、取引条件、取引の仕組みその他消費者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項（以下「商品又は役務に関する重要事項」という。）で、事業者が保有し、又は保有し得べきものを提供しないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>3 商品又は役務に関する重要事項について、事実と異なる情報又は消費者を誤信させるような情報を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>4 商品又は役務に関する重要事項のうち、将来における不確実な事項について、断定的な判断を提供して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>5 商品又は役務に関する重要事項について、実際のも若しくは競争関係にある他のものよりも著しく優良であり、又は有利であると誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>6 商品又は役務の購入、設置、使用又は利用が法令等により義務付けられていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>7 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人等（以下「官公署等」という。）の職員であると誤信させるような言動等を用いて、又は官公署等の許可、認可、後援、委託等の関与を得ていると誤信させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>8 商品又は役務の販売に際し、事業者の氏名若しくは名称若しくは住所について明らかにせず、又は偽つて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p>
<p>2 条例第20条第1項第2号の規則</p>	<p>1 威圧的又は困惑させるような言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>2 消費者の意に反して、長時間にわたり、又は反復して、契約の締結を勧誘し、</p>

<p>で定める行為</p>	<p>又は契約を締結させる行為</p> <p>3 消費者が事業者に対しその住居又は業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去せず、又は消費者が勧誘されている場所から退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないで、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>4 消費者の意に反して、早朝、深夜等生活に支障のある時間帯に、又は勤務先等に電話をし、又は訪問する等消費者が迷惑を覚えるような方法で、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>5 商品又は役務の販売に関し、消費者の拒絶の意思表示に反して、又はその意思表示の機会を与えることなく、電気通信手段を使用して一方的に広告宣伝等を反復して送信することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>6 消費者の年齢、職業、収入等契約を締結する上で重要な事項について、偽るように唆して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>7 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、その場で、又は営業所その他の場所へ誘引してその場に引き留め、威圧的若しくは困惑させるような言動等を用いて、又は執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>8 商品又は役務を販売する目的で、親切的な行為を行い、又は他の商品若しくは役務を無償若しくは著しく低い対価で提供し、これによる消費者の心理的負担を利用して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>9 商品又は役務の購入資金に関して、消費者からの要請がないにもかかわらず、又はその要請に比べて過大に、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受けようことを勧めて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>10 消費者の取引に関する知識又は判断力の不足に乗じて、商品又は役務に関する重要事項について必要な説明をしないで、消費者に著しい不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>11 消費者の健康、財産、運命又は将来の不安その他の生活上の不安を殊更に覚えさせるおそれのある言動等を用いて、消費者を心理的に不安な状態に陥らせて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>12 消費者若しくはその関係者に関する情報若しくはこれらの者が過去に関係した取引に関する情報を利用して、消費者に不安を抱かせ、当該取引を継続する義務があるかのように告げ、過去の不利益が回復できるかのように告げ、又は現在被っている不利益の拡大を防止し、若しくは新たな不利益を被ることを阻止することができるかのように告げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>13 消費者を集め、又は消費者が集まつて</p>	<p>3 条例第20条第1項第3号の規則で定める行為</p> <p>4 条例第20条第1項第4号の規則で定める行為</p>	<p>いる場所において、主たる販売の目的以外の商品又は役務を無償又は著しく低い対価で提供することにより、不当に消費者の購買意欲をあり、消費者の合理的な判断を妨げて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させる行為</p> <p>1 消費者に名義の貸与を求め、これを使用して、又は消費者を欺き、若しくは唆して、実体と異なる契約又はその意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させる行為</p> <p>2 法律の規定が適用される場合に比べて、消費者の権利を制限し、又は消費者の義務を加重することにより、信義誠実の原則に反して消費者の利益を一方的に害する内容の契約を締結させる行為</p> <p>3 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めについて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させる行為</p> <p>4 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為</p> <p>5 消費者が購入の意思表示をした事項と異なる事項を記載した契約書等を作成して、消費者に不当に不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させる行為</p> <p>6 消費者にとつて不当に過大な量の商品若しくは役務又は不当に長期にわたつて供給される商品若しくは役務の購入を内容とする契約を締結させる行為</p> <p>7 契約に関する訴訟について、消費者に不当に不利な裁判管轄を定める内容の契約を締結させる行為</p> <p>8 商品又は役務の購入に伴つて消費者が金融機関等から受ける借入れその他の信用の供与が当該消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴つた契約を締結させる行為</p> <p>9 事業者の債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは契約の目的物の瑕疵により生じる事業者の損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は瑕疵に係る事業者の修補責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させる行為</p> <p>10 クレジットカード、会員証、パスワードその他の商品の購入又は役務の提供を受ける際に必要な資格を証するものが第三者によつて不正に使用された場合に、消費者に不当に責任を負わせる内容の契約を締結させる行為</p> <p>1 消費者、その保証人等法律上支払義務のある者（以下「消費者等」という。）を欺き、威迫し、若しくは困惑させて、又は消費者等に対し、正当な理由がないにもかかわらず、早朝、深夜等生活に支障のある時間帯に、若しくは勤務先等に電話をし、若しくは訪問する等の不当な方法を用いて、契約に基づく債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>2 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑さ</p>
---------------	---	---	--

	<p>せて、金融機関等から預貯金の払戻し若しくは借入れをさせ、若しくは生命保険の解約をさせること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行をさせる行為</p> <p>3 正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関（割賦販売法（昭和36年法律第159号）第38条に規定する信用情報機関、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第30条第1項に規定する信用情報機関その他これらに類する機関をいう。）に通知し、若しくは消費者等の関係者若しくは不特定多数の者に流布する旨を告げ、又はこれらの行為を実行することにより、消費者等に心理的圧迫を与えて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>4 契約の成立、存続又は内容について消費者等が争っているにもかかわらず、一方的に契約の成立、存続又は内容を主張して、商品若しくは役務の受領、使用若しくは利用を迫り、又は債務の履行を迫り、若しくは債務の履行をさせる行為</p> <p>5 消費者等の関係者で法律上支払義務のないものに、正当な理由がないにもかかわらず、電話をし、又は訪問する等の不当な方法を用いて、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力をさせることにより、消費者等に当該債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p> <p>6 事業者の氏名若しくは名称若しくは住所について明らかにせず、又は偽つて、消費者等に対して、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p>	<p>きながら、後に書面によらないことを理由として、又は消費者のクーリング・オフの権利の行使を妨げる目的で消費者の自発的意思を待つことなく商品若しくは役務を使用させ、消費させ、若しくは利用させて、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>3 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、手数料、送料、サービスの対価等法令上根拠のない要求をして、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>4 継続的に商品又は役務を供給する契約を締結した場合において、消費者の正当な根拠に基づく中途解約の申出に対して、これを不当に拒否し、解約に伴う不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫し、若しくは困惑させること等により、契約の存続を強要する行為</p> <p>5 1の項から4の項までに掲げるもののほか、消費者の正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張に対し、これを不当に拒否し、不当な違約金、損害賠償金等を要求し、又は威迫する等して契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>6 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回若しくは契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これを認めず、又は法律上その義務とされる返還義務、原状回復義務、損害賠償義務等の履行を不当に拒否し、又はいたずらに遅延させる行為</p>
<p>5 条例第20条第1項第5号の規則で定める行為</p>	<p>1 履行期限を過ぎているにもかかわらず、消費者からの債務の履行の督促に対して適切な対応をすることなく、当該債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は遅延させる行為</p> <p>2 法令の規定等により消費者に認められている財務書類の閲覧権、事実又は情報の開示を請求できる権利等の行使を拒否し、閲覧、開示等を拒む行為</p> <p>3 継続的に商品又は役務を販売する契約を締結した場合において、正当な理由がないにもかかわらず、取引条件を一方的に変更し、又は債務の履行が終了していないにもかかわらず消費者への事前の通知をすることなく履行を中止する行為</p>	<p>7 条例第20条第1項第7号の規則で定める行為</p> <p>1 商品若しくは役務を販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行う者（以下「販売業者等」という。）からの商品又は役務の購入を条件又は原因とした信用の供与又は保証の受託（以下「与信」という。）に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>2 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>3 販売業者等の行為が1の部から3の部までに規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べきであるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等を締結させる行為</p> <p>4 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもつて消費者等が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由がないにもかかわらず、電話をし、又は訪問する等の不当な方法を用いて、消費者等に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせる行為</p>
<p>6 条例第20条第1項第6号の規則で定める行為</p>	<p>1 消費者のクーリング・オフの権利（割賦販売法第4条の4第1項若しくは特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項に規定する契約の申込みの撤回若しくは契約の解除を行う権利その他これらの規定以外の法令の規定又は契約により認められた権利でこれらの権利に類するものをいう。以下同じ。）の行使に際して、これを拒否し、若しくは無視して、又は消費者を欺き、威迫し、若しくは困惑させること等により、当該クーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要する行為</p> <p>2 消費者のクーリング・オフの権利の行使に際して、口頭による行使を認めてお</p>	<p>様式第1号中「第10条」を「第11条」に改める。</p>

様式第2号中「第13条」を「第14条」に改める。  
 様式第3号中「第14条」を「第15条」に改める。  
 様式第4号中「第17条」を「第18条」に改める。  
 様式第5号中「第18条」を「第19条」に改める。  
 様式第6号中「第22条」を「第23条」に改める。  
 様式第7号中「第23条」を「第24条」に改める。

**附 則**

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

○愛媛県規則第52号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を

次のように定める。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

**愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則**

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第52条の表中「第63条」を「第72条」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

○愛媛県告示第1184号

愛媛県青少年保護条例（昭和42年愛媛県条例第20号）第5条第2項の規定に基づき、次の図書類等を青少年の健全な育成を阻害するおそれのある図書類等として指定する。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

図書類等

種 別	番 号	名 称	号別又は発行年月日	発 行 者	諮 問 の 理 由
雑誌	17 001	ミルクーママ コレクション	vol.1	(株)英和出版社	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性残虐性を有し、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。
"	17 002	め・き・ら VOL.22	6 月 号	(株)英和出版社	
"	17 003	ニャン2 倶楽部	7 月 号	(株)コアマガジン	
"	17 004	クラスメイト	6 月号増刊	(有)光彩書房	
"	17 005	うるうるイチゴU-15	VOL.5	(株)大洋図書	
"	17 006	GREATギャオス VOL.5	6 月号増刊	(株)東京三世社	
"	17 007	ディーブイノセント		富士美出版(株)	
"	17 008	純愛GUMI	vol.1	(株)マツクスンコーポレーション	
"	17 009	モオ・ガール海賊版 VOL.1	6 月号増刊	(株)マツクスンコーポレーション	
"	17 010	熟女ものがたり Vol.22	7 月 号	(株)茜新社	
"	17 011	COMIC RiN Vol.6	6 月号増刊	(株)茜新社	
"	17 012	エンジェルシェア VOL.01	6 月号増刊	(株)司書房	
ビデオテープ	17 013	完全素人過激生本番 ①かおり18才	KN-01	全玉素人協会	
"	17 014	出張ヘルス性処理隊2	AMUS-02	アムステルダム	
"	17 015	新鮮少女 vol.3 ~くるみ~	HAJU-03	半熟倶楽部	
"	17 016	徹底連続アクメ興奮映像 狂淫実験体24号 相沢すなお	MC-024	メスカリン	
"	17 017	人妻淫靡R	HR-04	人妻コレクター	

"	17 018	若妻の使用下着 橋本彩20才の場合	WS - 04	人 妻 品 評 会
DVD	17 019	キッチン みひろ	XV - 233	(株) マ ッ ク ス ・ エ ー
"	17 020	純潔ガール 秋山かすみ	DV - 404	ジャパンホームビデオ(株)

○愛媛県告示第1185号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県庁及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名  
住友金属鉱山株式会社  
東京都港区新橋五丁目11番3号  
代表取締役 福島 孝一
- 事業場の名称及び所在地  
住友金属鉱山株式会社磯浦工場  
新居浜市磯浦町17番3号
- 特定施設に関する事項  
廃ガス洗浄施設（評価除害塔）

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。）別表第1第62号 水廃ガス洗浄施設	
特定施設の能力	1分間当たり80ノルマル立方メートル処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1ヶ月	
使用開始の予定年月日	完成の翌日	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	約16時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	無し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 2～5 最大 2～5
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10 最大 20
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 10未満 最大 10未満
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 40 最大 80
	りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1未満

汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 0.01 最大 0.02
----------------------------	--------------------

備考 汚水は、循環使用後産業廃棄物処理業者で処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

No.1 汚水処理施設

設置年月日	平成13年5月15日		
処理施設の種類	化学処理+物理処理		
処理施設の型式	中和+凝集		
処理施設の構造	ポリエチレン製及びステンレス製他		
処理施設の主要寸法	縦 9メートル 横 28メートル 高さ5メートル		
処理施設の能力	1日当たり2,000立方メートル処理		
汚水等の処理の方式	中和+凝集		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	無し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処理前	処理後
	水素イオン濃度（水素指数）	通常 1～11 最大 1～11	通常 5.8～8.6 最大 5.8～8.6
	化学的酸素要求量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 8.0 最大 8.5	通常 8.0 最大 8.5
	浮遊物質（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 70 最大 100	通常 20 最大 30
	窒素含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 23 最大 28	通常 23 最大 28
りん含有量（単位1リットルにつきミリグラム）	通常 1未満 最大 1	通常 1未満 最大 1	
汚水等の1日当たりの量 （単位 立方メートル）	通常 1,431 最大 1,739	通常 1,431 最大 1,739	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 工場排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.4 最大 7.2
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 15 最大 20
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 18
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 2.0
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 2,880 最大 3,445	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1186号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、喜多郡内子町大瀬東地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

- 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業(農用地造成事業・内山地区)変更計画書の写し
- 縦覧期間  
平成17年6月6日から7月1日まで
- 縦覧場所  
内子町役場

○愛媛県告示第1187号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(農道)・ムネヤシキ地区)の施行に平成17年5月25日同意した。

平成17年6月3日

○愛媛県告示第1192号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1188号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、西予市から協議のあった市営土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・太郎原地区)の施行に平成17年5月25日同意した。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1189号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、西条市三芳土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	六反地上地区	平成17年1月31日

○愛媛県告示第1190号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、西条市庄内土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(かんがい排水)	昭和池地区	平成17年3月22日

○愛媛県告示第1191号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第113条の2第1項の規定により、西条市吉井土地改良区から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加戸守行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
県単独補助土地改良事業(農道)	長溝地区	平成17年3月17日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	多喜浜泉川線	新居浜市郷四丁目甲37番3から 同市郷四丁目甲24番11まで	平成17年6月3日

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年6月3日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成17年5月25日	特定非営利活動法人 愛媛住まいづくり研究所住宅 総合相談センター	猪 田 佳 月	松山市和泉北二丁目2番18号	この法人は、住宅に関連する問題を抱えている消費者に対して、総合的に相談に乗り、問題解決に必要な専門家を紹介する事業や、住宅のいろいろな情報を提供する為の各種講座を開設、運営する事業を行い、消費者保護に寄与することを目的とする。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 151

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年6月3日

愛媛県人事委員会

委員長 稲 瀬 道 和

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

愛媛県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 17）の一部を次のように改正する。

別表久万高原町の部町長部局の項職の欄中「総務課総務行政課長補佐 企画財政課長補佐」を「総務課総務行政課長補佐」に改め、同項中

「 病院 院長 事務局長 看護師長 」	を
「 病院 院長 事務局長 看護師長 看護師長心得 」	に改
「 養護老人ホーム 施設長 」	

め、同表松前町の部町長部局の項同欄中「企画財政課長補佐 総務課長補佐」を「総務課長補佐 企画財政課専門員」に改め、同表中山町の部、双海町の部及び保内町の部を削り、同表伊方町の部を次のように改める。

伊方町	議会事務局		事務局長
	町長部局	本庁	課長 総務課長補佐 財政課長補佐 総務課人事係長 財政課財政係長

出先機関	支所	総合支所長 課長	
	出張所	所長	
	診療所	診療所長	
	保育所	所長	
教育委員会	事務局	教育長 課長	
	教育機関	小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭
農業委員会事務局		事務局長	

別表瀬戸町の部及び三崎町の部を削り、同表松野町の部町長部局の項職の欄中「総務課長補佐 総務課人事係長 総務課財政係長」を「総務企画課長補佐 総務企画課人事係長 財政課財政係長」に改め、同表津島町の部町長部局の項同欄中「財政課財政係長」を「政策推進課財政係長」に改め、同項中

「 病院 院長 副院長 事務長 総看護師長 」	を
「 病院 院長 副院長 事務長 総看護師長 」	に、
「 授産施設 施設長 」	
「 津島やすらぎの里 施設長 」	を
「 津島やすらぎの里 施設長 」	に改
「 福祉会館 館長 」	

め、同表愛南町の部町長部局の項同欄中「総務課主幹 企画財政課主幹 総務課長補佐」を「農業支援センター長 総務課長補佐 企画財政課長補佐」に改め、同表愛媛県市町村職員退職手当組合の部委託地方公共団体の欄中「愛媛県市町村職員退職手当組合」を「愛媛県市町総合事務組合」に改め、同表伊予郡養護老人ホーム組合の部を次のように改める。

伊予市・伊予郡養護老人ホーム組合	養護老人ホーム和楽園	園長
------------------	------------	----

別表八幡浜市保内町共立青石中学校組合の部を削る。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**公安委員会告示**

**○愛媛県公安委員会告示第9号**

指定団体から次のとおり住所の変更の届出があったので、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第12号）第11条第1項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成17年6月3日

愛媛県公安委員会委員長 吉 村 典 子

名 称	届出事項	変 更 前	変 更 後	変 更 日
社団法人愛媛県防犯協会連合会	住 所	愛媛県松山市南堀端町2番地2	愛媛県松山市石手五丁目7番8号	平成17年2月1日

**雑 報**

**○公 告**

**宅地建物取引主任者資格試験の実施について**

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第16条の2第1項の規定による愛媛県知事の委任に係る平成17年度宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する。

平成17年6月3日

財団法人 不動産適正取引推進機構  
理事長 小野 邦久

- 1 試験の日時  
平成17年10月16日（日）午後1時から午後3時まで  
ただし、宅地建物取引業法第16条第3項の規定により、国土交通大臣の登録を受けた者が行う講習を受講し修了試験に合格した者で、試験の一部免除を受けようとする者については、午後1時10分から午後3時まで
- 2 試験の場所  
受験申込みの受付の際に指定する。
- 3 受験資格  
年齢、性別、学歴等に関係なく、だれでも受験することができる。
- 4 受験申込み
  - (1) 郵送又は持参による申込み
    - ア 試験案内及び受験申込書の配布
      - (ア) 配布期間  
平成17年7月1日（金）から同年7月29日（金）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。
      - (イ) 配布場所  
社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市

平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館2階）及び各支部（所在については、本部に照会すること。）  
なお、郵送により受験申込書を請求する場合は、封筒の表に「宅地建物取引主任者資格試験申込書請求」と朱書きし、所要の郵便切手を貼ったあて先記入の返信用封筒を同協会本部へ送付すること。

- イ 申込期間
  - (ア) 郵送申込みの場合  
平成17年7月1日（金）から同年7月29日（金）までの日付けの消印のあるものに限り有効とする。
  - (イ) 持参申込みの場合  
平成17年7月25日（月）から同年7月29日（金）までの期間で、午前9時30分から午後4時30分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
- ウ 受験手数料  
7,000円
- エ 郵送先又は提出先
  - (ア) 郵送申込みの場合  
社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館4階）あて簡易書留郵便又は配達記録郵便で提出すること。
  - (イ) 持参申込みの場合  
社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部（松山市平和通六丁目5番地1愛媛不動産会館4階）に提出すること。
- (2) インターネットによる申込み
  - ア 試験案内の掲載
    - (ア) 掲載期間  
平成17年6月17日（金）から平成17年7月25日（月）まで
    - (イ) 掲載場所  
財団法人不動産適正取引推進機構のホームページ（<http://www.retio.or.jp>）
- イ 申込期間  
平成17年7月1日（金）午前9時30分から平成17年7月14日（木）午後9時59分まで
- ウ 受験手数料  
7,000円  
財団法人不動産適正取引推進機構が指定したクレジットカードにより又はコンビニエンスストアより納入する（事務手数料は、本人負担とする。）。)
- 5 合格発表  
平成17年11月30日（水）
- 6 問い合わせ先  
社団法人愛媛県宅地建物取引業協会本部  
〒790 0807 松山市平和通六丁目5番地1  
愛媛不動産会館2階  
TEL (089)943 2184